

選挙管理委員会告示第 10 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所及び当日指定在外選挙投票区の投票所の場所を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

太子町選挙管理委員会委員長 武 田 紀 彦

期日前投票所の場所

兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

兵庫県揖保郡太子町役場 A101 会議室

指定在外選挙投票区の投票所の場所

兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

兵庫県揖保郡太子町役場 A101 会議室